

国保・介護・年金関係

施策・制度名	施策・制度内容	適用条件・基準等	対象者等	問い合わせ先
介護保険料の減免 (市介護保険条例)	未到来の納期に係る介護保険料について、介護保険料減免の割合は損害の程度に応じて1/8から全額を減免	損害の合計金額が、当該住宅等 のり災時の固定資産評価額の3/10以上で、その世帯の前年中の合計所得金額の合算額が、1000万円 以下の者	災害により、住宅、家財、その他の財産について、著しい損害を受けた第1号被保険者。 ただし、保険金、損害償金等により補てんされた金額は除く。	健康福祉部高齢者支援課 介護保険担当 092-557－5131
国民健康保険税の減免	未到来の納期に係る税額について、前年度の所得金額及び損害の程度により1/8から 全額を免除	住宅又は家財に損害を受け損害額（保険金、損害賠償金等で補填された金額を除く）が住宅又は家財の価格の3/10以上の場合で、前年の合計所得額が1000万円未満である場合 り災証明書が必要	国民健康保険被保険者	市民生活部国保年金課 国保担当 092-557－5121
国民健康保険医療費一部負担金の減免	国民健康保険医療費一部負担金を6カ月以内に限り減免	災害により死亡及び障害を有するものとなり、又は資産に重大な損害を受けたとき	国民健康保険被保険者	市民生活部国保年金課 国保担当 092-557-5121
後期高齢者医療保険料の減額、免除、徴収猶予	後期高齢者医療保険料の減額、免除、徴収猶予	被保険者等の財産が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害によって著しい損害（損害率25%以上。保険金、損害賠償金等で補填された金額を除く）を受けたとき り災証明書が必要	後期高齢者医療被保険者	市民生活部国保年金課 医療年金担当 092-557-5122
国民年金保険料の減免	国民年金保険料の減免	1.住宅 ・家財・その他の財産の価格のおおむね1/2以上に損害（保険金、損害賠償金等で補填された金額を除く）を受けたとき※り災証明が必要 2.天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する措置法第2条の規定に基づく「被害農林漁業者等」の認定を受けたとき※被害認定証が必要	国民年金加入者	市民生活部国保年金課 医療年金担当 092-557-5123
老齢福祉年金 ・障害基礎年金受給者の所得制限の特例 (支給停止の解除)	所得制限による支給停止の一時的な解除（後で所得の再審査あり）	住宅 ・家財・その他の財産の価格のおおむね1/2以上に損害（保険金、損害賠償金等で補填された金額を除く）を受けたとき り災証明書が必要	老齢福祉年金受給者 20歳前障害基礎年金受給者 特別障害給付金受給者 遺族基礎年金受給者	市民生活部国保年金課 医療年金担当 092-557-5123